

健康相談に関する注意事項

(健康相談を依頼する前にならずお読みください)

人事部人事課
課長 ○○○○

職場において行われる健康相談は、医療機関等において行われる場合とは、異なる面があります。この違いを、相談を始める前に明確にしておくことは、とても重要です。具体的には以下に示す A コース、または B コースのいずれかをご選択いただくことになります。

まず、A コースは、比較的医療機関における受診に伴う健康相談と類似している面があります。相談対応を行う医療者（産業医または保健師）は、あなたのために、原則的に秘密を守って相談対応を行います。ただし、相談できる内容の範囲に制約があり、就業上の措置に関することや労働条件に関することは、承ることができません。こうした内容を希望する場合には、後に示す B コースのご利用を検討ください。

次に、B コースでは、基本的に就業上の措置が関係する健康相談を取り扱います。具体的には、業務によって健康を損なうことなどがないように、就業上の措置の要否を含めた相談を行います。しかしながら、就業上の措置には実施可能な限度があり、この観点から、会社が許容する就業上の措置の要否についての意見を医療職は述べるものとします。また、パワハラ・セクハラ等に関する相談については、その曝露側要因（パワハラやセクハラがあったのかどうかなど）については対象とせず、しかるべき窓口に相談するものとし、本健康相談では、現在生じている健康上のお困りごと（症状等）について、主として相談に応ずるものです。なお、本相談において、あなたがお話された内容は、就業上の措置に関する意見を産業医が述べる際に、重要な意味を持ちます。場合によっては、あなたに不利益が生じるような就業上の措置につながる可能性もありますので、よく考えて発言・相談するようにしてください。